

球磨村告示第2号

令和6年第2回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月1日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年2月8日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和6年 第2回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和6年2月8日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年2月8日 午前10時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第4 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(村道第二田代線松舟橋橋梁災害復旧工事(7月災))
- 日程第5 議案第4号 工事請負変更契約の締結について(楮木川河川災害復旧工事(7月災))
- 日程第6 議案第5号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第4 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(村道第二田代線松舟橋橋梁災害復旧工事(7月災))
- 日程第5 議案第4号 工事請負変更契約の締結について(楮木川河川災害復旧工事(7月災))
- 日程第6 議案第5号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
-

出席議員(9名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君 | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君 | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君 | 7番 嶽本 孝司君 |

8番 舟戸 治生君
10番 田代 利一君

9番 高澤 康成君

欠席議員（1名）

6番 犬童 勝則君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薮 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	友尻 陽介君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	大岩 正明君
産業振興課長	毎床 貴哉君	建設課長	松舟 祐二君
会計管理者	犬童 和成君	教育課長	高永 幸夫君

午前10時15分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第2回臨時会が招集されましたところ、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第2回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、10番、田代利一君、1番、永椎一郎君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

それでは、議案の上程を行います。

日程第3. 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長（舟戸 治生君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。令和6年第2回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第2回臨時会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会では、報告1件、議案4件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、上程いただきました報告第1号専決処分の報告について、ご報告を申し上げます。

令和5年11月30日午後1時50分頃、村が管理している一勝地小学校敷地内で発生した車両損害賠償事故に関する和解及び損害賠償額に関する専決処分事故でございます。

本件は、一勝地小学校敷地内に、江口楓氏所有の車両を駐車していたところ、敷地内の大木の枝が落ち、車両上部に損害を与えた事故でございます。

この件につきましては、村の過失割合が100%として決定され、被害者の江口楓氏に車両損害賠償金として2万3,650円を支払うことにより、示談が成立しました。

これを受け、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し、和解する専決処分を令和6年1月29日に行ったところでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 報告が終わりましたので、本案件について質疑はありますか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。

この問題については、12月の例会のときに伐採の予算を250万上げましたよね。その前にこれが実は起こっていたということで、そのときの説明は、危険性があるから伐採すると、これは11月30日にあったのは、12月の定例会では話が出なかったです。

教育長、危ないからとかいうのはありましたけれども、こういう実際落ちて事故に遭っているということは、このときは出なかったと思います。それから伐採の予算が立てられたかなと思っ

て。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） この伐採の予算につきましては、昨年の9月の議会定例会のときに予算を議決していただいたところでございます。

そして、業者のほうを決定いたしまして、工事、伐採等の工程管理等をしていく中で、学校開業日、学校があつているときは、なかなか授業に支障を来たすので、冬休み期間が2週間程度取れますので、それがいいだろうということで、冬休みに実施して、今現在完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） すみません。9月でした。そして、9月に予算が立てて、そのとき危ないからということで、実際11月には分かんないから立ててあって、そして11月に冬休みということを聞いたんですけど、大体12月の28日か、9日に、クレーンでして伐採されておりました。

そのときは事故が起こっていたわけです。それ自体はあれですけども、起こった後、落ちるからといって、車両は全部止めてあったですよ、駐車場のところ。それは事故があつても、そういうふうには止められていたのかなと思って。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） ちょっと今回の伐採についての経緯もお話をします。

このケヤキの木がかなり樹齢もありまして、高さも非常に高い木でございます。

学校ではいろんな事故防止のために、月1回安全点検というのもやっております、室内、外のそういう高木なんかも点検はしていております。

実は、今回予算を上げて、その後にそういう枝が落ちて車に被害を与えるというのがあって、それから切ったではなくて、もともとの経緯が、これ実は令和4年の12月に、お隣の鹿児島県で曾於市というところですけど、そこで校長先生が朝から除草作業といいますか、芝刈りをされているときに、大イチョウの木から大きな枝が落下しまして、校長先生を直撃して、それでお亡くなりになるという本当に痛ましい事故が起きております。隣県です。

そのことを基に村内の学校のそういう木のことも大変心配をしまして、当時一勝地小学校のケヤキの木のところ、下でやはり掃除もされたり、すぐ下には車も駐車をしております。

子どもたちも近辺を通るもんですから、非常にその危険性を感じて、どうにか対応しなくちゃいけないということで考えておったところです。

その後こういう、それが基で伐採のことを考えまして、ただちょうど車にも落下して車に傷が

つくということがありましたもんですから、もうそこは伐採にせざるを得ないと。

それから、車は一勝地小学校のほうは、職員の駐車場といったら校長室といいますか、校舎の前、そこに限られておりますので、行事のときには運動場のほうに移したりもしますが、日常、体育の授業とか、休み時間でも運動場は使いますので、そこに駐車せざるを得ない状態なので、そのままそれは止めておいた状況です。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに、2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） はい、2番です。

今回の示談が成立しているということではありますけども、学校施設の、先ほど教育長が言われましたように、1か月に1回点検をされているということなんですけども、村の所有でありますけども、年間の樹木の管理、大木から低木あるかと思っておりますけども、その辺どういうふうな管理をされているのかというところを、教えていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） そのような学校施設の樹木の管理等につきましては、委託料ということで、計上はさせていただいておりますが、今お願いしているのが、スクールバスの運転手さんの待機時間、勤務時間内に、球磨中学校、一勝地小学校も含めて、そういった対応をしていただいているところがございます。

できるだけ、そういった勤務時間内にスクールバスの運転手さんをお願いをして、委託料を使わない、できるだけ極力抑えるということで今行っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） スクールバスの運転手さんを活用されているということではありますけども、学校施設の大木、その辺はやっぱりしっかり専門家に見てもらおうとか、定期的に伐採をすとかっていうところでやっていかないと、今回のように枝がどうしても枯れて落ちてくるということは、発生するかと思っておりますので、その辺は計画的にお願いをしたいと思っております。

あと関連してなんですけども、渡小学校の跡地、校舎は解体されましたけども、村道沿いに大木が残っております。おそらく総務課の管轄になっているんだと思っておりますけども、あの辺の大木の管理について、どのように今行われているのか、お願いをしたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 渡小の跡につきましては、村の財産というところで管理をさせていただいておりますけれども、学校があった折には、学校施設として大木等の枝を切ったりとか、そういったこともさせていただいたところです。

現在におきましては、そういったところまで管理ができていないというのが、状況でございますので、今後においては、そういった先ほど学校施設の安全管理等もありましたように、村のそういった大木等についても、できる限り点検等を行っていければというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） あそこは、学校施設のときには、PTAあたりでこうした高所作業車とか持ってきて、伐採等をやっておりましたし、通れば、やっぱり枝なんか枯れたやつが落ちるところではあります。道路も通っておりますので、その辺も計画的にお願いをしたいと思えます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、1番です。

先ほど、教育長から答弁ございましたけど、9月に補正予算を組んで伐採をすることになって、11月にこの事故が起きた。起こるべきして起きた事故ということになろうかと思えます。

9月に補正予算を組んでそういう伐採作業をしとれば、この江口先生の車に当たることはなかったのかなと思っておるところですけど、今ありましたように、今後十分管理をお願いしたいと思うんですが、1年生から4年生までファーストステージを、一勝地小学校の校舎を造られます。今、伐採等々をされておるといことでございますけども、校長の先生を通じてでも、教育長のほうから、子どもたちを大木の近くに立ち入らせないような、伐採しても枝とか、何かが落ちて、今回は車でございましたけども、先ほど全協の中でも、村道沿いに落ちていればどうするのかということがありました。

ただ、校舎内の子どもたちを立ち入らせない、その大木のところとか何か、それはやっぱりしていけないと、子どもたちの命に、こういう枝とかがかかってきて、人の命、子どもたちの命が失われるということは、絶対避けなければならないことですので、そういうのも1年生から4年生のファーストステージの子どもたちが、あそこを通うんだろうと思えますので、立ち入らせないとかそういうことを、ぜひ徹底といいますか、学校の中でしていただけないかなと思っておりますので、教育長、よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） ありがとうございます。本当に学校というのは、安全安心な場でなくてはなりません。まして、命にかかるような事故というのは、決して起こしてはなりませんので、安全点検ではやはりよく自分の目線とか、子どもの目線でしゃがんでというのはよくやるんですけど、やはり上からの落下物、本当に様々なものがあります。廊下とかに長年飾ってある額が落ちたとかいう例もありますので、全ての面において細心の注意を払いながら、安全管理を徹底

していきたいと思ひますし、今回のケヤキの木は随分深く切り込んでありますので、そこからの枝の落下というのはありませんが、横にはイチョウの木もございますので、十分にそういったところは注意を払って、立ち入り禁止区域とか設けたりして、安全管理を図ってきたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第1号の報告を終わります。

日程第4. 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（村道第二田代線松舟橋橋梁災害復旧工事（7月災））

○議長（舟戸 治生君） 次に日程第4、議案第3号工事請負変更契約の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第3号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年第10回球磨村議会臨時会において議決いただきました村道第二田代線松舟橋橋梁災害復旧工事（7月災）において、契約金額を68万3,883円増額し、1億133万3,883円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、橋台の施工に伴う仮設土留め工において、掘削方法を追加したことによる施工経費の増、それに伴う建設機械の輸送費の増などにより、増額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 先ほど説明をいただきました。増額はいいと思ひます。私もずっと見て、通っておりますけれども、きれいにできて、入り口も前よりか広いような気がしますし、いつやろか、いつやろかと住民から言われております。もう2年ぐらい待たれたような気がします。もう2月いっぱいまで工事が終わられるか、再度お聞きしたいと思ひます。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 業者等も今年入りまして、最終の打合せ等を行っております。2月

29日末をもって竣工できるということで協議を終えております。

ただし、天気次第ということもありますので、天気次第では若干遅れるかなという感じがしますが、2月29日には竣工をする予定でおります。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） ありがとうございます。もう年度末を迎えておりますので、最後まで事故のないように、お願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

**日程第5. 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（楮木川河川災害復旧工事
（7月災））**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第4号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第7回球磨村議会臨時会において議決いただきました楮木川河川災害復旧工事（7月災）において、契約金額を63万5,231円減額し6,591万4,769円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、ブロック積みの基礎を直接基礎から岩着基礎に変更したことによる施工数量の減などにより減額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

今、提案理由にもございまして、今度は直接基礎を岩着基礎になったから、ブロック積みの平米数が減って、今度減額ということでございます。

建設課長にお聞きをしたいと思うんですが、この岩着基礎になったときに、今、非常に河床が、災害等々で河床が荒れておるんです。根掘りして、今あったのかどうか分かりませんが、その岩着なのか、当然安定した岩着で、今回施工がその岩着基礎になったのかということと、課長もご存じかもしれませんが、構造物をしたときに、今度川が出たときに、この基礎を、すみません、構造物をこうしておれば、今度、対岸の方を根掘りするとかあるんです。そういう心配はこの河床であるのかどうかも、2点ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 今、議員がおっしゃったように、安定した岩着が出てきたというところでの岩着基礎になっております。

それから、対岸のほうの危険じゃないかということですけども、大体こっちをよくしたら、こっち側っていう話もよくお聞きしますが、この当箇所は、両方にコンクリートブロックがなされておまして、今回の災害ではやられてはなかったんですけど、やっぱり年月もたちますと、そういったのも心配にはなるかなというところでおります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なし認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第5号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第5号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

この案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第5号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、戸籍法の一部改正に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令において新たに手数料を徴収する事務及び金額を定めるなどの改正が行われます。この改正政令の施行日が令和6年3月1日となることから、今般、球磨村手数料条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

全協のときにご説明いただいたんですけども、新たな制度といいますか、ネット社会の中で、国が今後そういうのも国とシステムとをつなぐから、こういうのが出てくるんだろうと思うんですけども、村民の方がやっぱりこういうのが本当に、果たして使うかどうかは疑問なんですけども、ネットで若い人たちがわざわざ役場に来なくても、そういう戸籍とかなんかが取れるというのは、今、社会の中でございますので、そういうのも、ぜひ広報あたり、また来なくても、さっき私たちも聞いたんですけども、じゃあこの英数字ば使こうた16件の符号はどぎゃんなつとうとやろうか、自分がその申請しないといけないのか、向こうから割り当ててるのかということのも、また今後検討されると、検討されていますか、考えをしますということでしたので、そういう含めて今後の在り方といいますか、そういうのも、ぜひ税務住民課長、お願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） ありがとうございます。今回の戸籍法の改正によりまして、まずは紙でこれまでどおり取る分につきましては、本籍地でない自治体で取ることができるということでございます。

もう一つ、先ほどお話がありましたように、インターネット経由して、戸籍の例えば死亡の事実であるとか、婚姻の婚姻歴とか、そういうものを添付する際に、紙ではなくてこういう識別符号、証明書用の提供識別符号、こちらのほうを1回取っておけば、インターネットで申請届を出すときに、その番号をつけて出すと、届いた自治体はその番号を基に、法務省等に照会をかけまして、戸籍等の情報を持ってくるということですので、これまで紙では提出していたんですけども、電子の場合は、それを添付をしなくてもいいということになります。

また、16桁の番号につきましては、自動的に振り分けられてくるということでございますので、その番号を取るときに、番号が振り分けられた番号をずっと使えるということになります。

これも踏まえて、まだ今回、手数料条例がお認めいただきますと、広報等で住民の方には、詳しくまたお知らせをしたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。では、確認です。

この符号を1回申請をします。この符号を取るための手数料の符号、これを1回取っておけば、次、ネットの環境の中で、その符号を打ち込んだら、もう戸籍、除籍等々は取れて、その手数料といたしますか、それはいらぬということですよ。紙でする必要ございませんのでということの認識でよろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 永椎議員がおっしゃるとおり、手数料は必要ないということでございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） はい、2番です。

ちょっと関連をして質問をさせていただきたいと思っておりますけども、この英数字16桁は、これはもう一生この番号が使えるということによろしいんですか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 自動的に戸籍、それから除籍のほうに番号が振り分けられておりますので、1回取りますと、もともとその番号に振り分けてある番号ですので、そこは変わらないということでございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 将来的に、マイナンバーカードとひもづけというところにはいかないんですか。

というのが、この番号とマイナンバーカードと2つ番号が存在することになるかと思っておりますけども、将来的にマイナンバーにひもづけするということは、そういう説明はないんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） マイナンバーカードも12桁の番号があつて、それを利用して今確定申告とかできるようになっておりますけれども、例えば、その番号と識別番号を一緒にしますと、どうしてもいろんな、例えば不正にアクセスしてその番号を取るところも出てきますので、あくまでも国の方針は分けて管理していくということでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） マイナンバーカードは、カードを持っているので番号が確認はすぐできるかと思っておりますけども、この電子番号、携帯とかパソコンあたりでいただいて、分からなくなったときには、また再発行になるんですか。同じ番号がもらえるのかどうかも含めてです。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） 一度取られて番号を分からなくなったと、多分紙でお渡しすると思いますけれども、その紙がなくなったということですので、もともと戸籍、除籍のほうに番号が振り分けられておりますので、同じ番号をまた再発行するという形になると思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） これは、課長、3月1日から法が改正されますけど、うちのシステムを変えないとできないでしょう。うちの庁舎の特段システムとか何か改修があるのかどうか。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、蔵谷健君。

○税務住民課長（蔵谷 健君） システムにつきましては、昨年度の予算で国からの交付金が来まして入れております。今年度までかかっておりますけれども、そのシステムの改修で、全てこういうところまでできるということになっております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第6号令和5年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

この案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第6号令和5年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、一勝地小学校屋内運動場の改修工事に係る補正でございます。

まず、歳出につきましては一勝地小学校屋内運動場を使用する児童生徒や地域住民の熱中症予防のため、エアコンの設置工事を行います。

また、エアコンを設置することで、屋内運動場の電力が不足するため、一勝地小学校校舎屋上の高圧電源設備から必要電力を送電する必要があることから、今回の工事に併せて送電工事を実施いたします。

歳入につきましては、地方債、村有施設整備基金の繰入金及び繰越金を追加しております。

また、地方債につきましては第3表にお示しのとおり、一勝地小学校屋内運動場空調設備設置事業を追加しております。

このようなことから5,000万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億3,652万3千円とする予算を編成したところでございます。

また、第2表にお示ししております繰越明許費につきましては、一勝地小学校屋内運動場空調設備設置事業が年度内での執行が完了できないと、現時点で見込まれるため、繰越明許費としてご提案を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議をお願いします。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。すみません。まずちょっと2点お伺いしたいと思いますけども、まず、1点目は5,000万という工事費が、切りのよい数字なのかどうか分かりませんが、この積算の基礎の説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） 積算の基礎についてのご説明をさせていただきます。

全協でも少しお話をさせていただいたところでございますけども、主に電気設備の工事、これは一勝地小学校校舎自体の電気の容量というのが決まっております、それ以上に余裕電力がございませんので、新たに一勝地小学校の体育館に引き込む場合電力、不足が生じるということで、高圧電線の引込みをするという工事。

それから、それに伴いまして配線関係も出てまいります。配線関係については、極力床下のほうを、はわせるということでございます。

もう一つ、機械設備の工事、これが空調設備を14機計画しておりますので、空調設備本体と室外機ということになります。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 内容については全協でも話していただきましたので、概略把握をさせていただいているところなんですけども、金額的な内訳、がつつりは分からないかもしれませんが、いわゆる5,000万の中で、どの分が幾らというようなところが分かっているならば、説明をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） 設計書自体はございますけども、金額については、差し控えさせて

いただいたほうがいいのかなと思うんですが、よろしいですか。

今後また入札という形になりますので。（発言する者あり）

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時58分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） 大変失礼をいたしました。次回からは、全協のときにも、内訳のほうも提出させていただきたいと思います。

まず、電気設備の直接工事費につきましては約850万、そして、機械設備工事につきましては約2,320万ということで、合計の3,170万程度になります。それから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費と消費税も加えまして、4,900万という、約という形になりますが、おおむねこのような数字になります。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） はい、分かりました。また、ペーパーで、紙でもし資料がいただければよろしくお願ひしたいと思います。

その5,000万ということなんですけども、歳入、8ページのところの積算について説明をお願いしたいんですけども、教育債が4,400万円で、充当率が88%、その残りの600万について、500万が村有施設整備基金から繰り入れて、あと100万を繰越金で充当するというような内訳になっておるようでございますけども、この過疎債88%充当して、そしてこのように組み立てたところについて、詳しい説明をよろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 歳入についてご説明申し上げます。

地方債、過疎債につきまして、4,400万を計上しております。これにつきましては、実際100%の予定ではございますけれども、先ほど高永課長が申しあげましたように、概算で事業費のほうを計上しておる関係で、今のところ最大のところで4,400万円を見込んだところでございます。

予算につきましては、その不足分につきまして、村有施設整備基金及び繰越金を充てておるところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 5,000万という中で、このような予算化、つまり歳入の内訳にしたということなんですけれども、ぜひ、繰入金、繰越金を少なくするようなところで、過疎債の有効利用というところですので、十分また検討していただいて、予算の、また充当の内訳の配分は変えられるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいんですけれども、全協の中で、球磨中学校のエアコンが、どうしても暖房のときに熱気が上に上がりますので、下は寒いというような現状があるという話なんですけれども、今回この一勝地小学校の体育館についても同じようなことが考えられると思われまます。

施設的には、球磨中と比べれば小さいですけれども、やはり同じような構造ですので、せっかくつけるからには、やはり下のほうに暖房が効くような方法というのも考えていかなければならないと思われまますけれども、これについてお考えを、説明をお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） お答えします。このエアコンの設置の一番の目的というのは、夏場の熱中症予防といひまますか、そちらのほうをやっぱり主に置いております。

ですから、どうしても体育館のフロアの下の方に、暖気が上に上がってしまうので、下のほうに設置をすると暖かい空気も下から上がっていつて効果的ではあるんですけど、体育館自体がフロアのところにそういう構造物を設置するというのは、非常に授業、いろんな行事をする上でも非常に難しゅうございまます。

それで、大体のところ、2階のギャラリーのところに設置しているのが、ほぼでございままして、夏場の熱中症の防止、それから水害とか大雨のときの避難所で入られたときにも、エアコン、クーラーが効くという点では、非常に住民の方にも利点がございまます。

ただ、冬場もやはり行事を組んだり、この前も二十歳を祝う会とか、冬場のいろんな集会なんかでは、どうしても暖気の部分に関しては、上のほうに上がってしまいまますので、効率的にはもったいないなと思ひまます。

小学校のほうにはジェットヒーターという、灯油をたいて暖を取るものも入れておりますので、それを組み合わせながら暖かさを維持するしか、今のところは難しゅうございまます。そういう形で取り組んでいきたいと思ひております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

今、宮本議員との関連ですけれども、教育長、今、宮本議員が言うのは、じゃあ冷房だけを、暖房も冷暖房でしょうから、先ほどの全協の中でも言ったんですけれども、じゃあジェットヒーターを言うんじゃなくて、クーラーを、暖房をエアコンを回したときにプロペラとか、空気を循

環させるようなことも考えなきゃいけないんじゃないでしょうかというご質問だったんだろうと思いますので、そこは、じゃあ3月にこの卒業式だったり、閉校式だったりします。

また冬場会合もします。そのときに、じゃあジェットヒーター持っていけばよかたいという話じゃなくて、せっかく冷暖房のエアコンをつけるのであれば、冷暖房を使こうとって、空気を循環させるような、4,900万で5,000万取っとんなんで、あと100万でそれが足りるかどうかわかりませんが、そういうのを考えて今後、積算あたりもしていかなきゃいけないんでしょう、というのが私、宮本議員のご意見だろうと思いますので、ぜひそこは考え違いのないようにお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。すみません。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） これからの流れの中で、口頭による概算の5,000万、これが実質、先ほどからいう根拠の数値、これは設計委託料を払って、ある程度の概算、金額等々も含めて、その金額に対して入札を今からして行って、99%あるいは98%で落札をするとか、という流れになろうと思います。

そもそも、5,000万という数字が口頭で、こうです、予算化、上がってきた中で、何をベースとして入札になるんですか。それが分からないのに、ただ5,000万という数字がぼんと上がって、なっとるわけです。入札かけて、幾らなんですか、根拠となる、ベースとなる金額、そこを説明をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） まずは数量等をはじき出しまして、その数量等の単価を積み上げていきます。それぞれの工種によって金額が決まってくるので、直接工事費、実際に工事にかかる金額が出ます。それにあと経費といいまして、先ほどありましたように、一般管理費であったり、現場管理費であったり、共通仮設費であったりという経費がかかってきて、トータルの金額というところで、村のほうで積算をして、それを予定価格として入札にかけます。

もちろん金額等は業者にはお渡ししません、数量についてはお渡ししますので、業者のほうで同じように積算をして、それを入札にかけていただくということになっております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 5,000万の根拠の、先ほど言われました二千何百万と、管理費とか、概略的な数字だったです。

仮に5,000万、今回5,000万上げられて、今から建設課で積み上げをされます。積み上げていくということでしょう。いくということでしょう。じゃあこれが5,500万とかなった場合、そこまで計算をして5,000万なのか、そこら辺はどうなんです。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 先ほど教育課長の答弁の中に、トータル4,900万というのが、実際積み上げた金額でありまして、それで5,000万という予算を、今回上程をさせていただいているところです。

積算はもうしてあります。積算した結果、4,900万というのが出てきましたので、5,000万の予算を、上程をさせていただいているというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） であれば、その積算根拠もしっかりと示した中で議論をしていないと、ただ口頭だけの話です、今の段階。じゃあこの議会で5,000万に対する議決が本当にできるのかということ、非常にどうなのというふうに思いますが、なぜこういう提案の仕方をされたかお伺いしたい。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） 先月1月の臨時議会におきまして、球磨中学校の改修工事につきましても、このような形で私のほうで、全協で説明をさせていただいたということで、私とその辺の詳しいところが存じ上げてなかったものですから、こういった形でご提案をさせていただいたということです。

次回からは、そういったことがないように、積算基礎等をご提示をさせていただきながら、全協でご説明をさせていただくようにしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 積算につきましては、建設課のほうも一緒になってしていきますので、建設課だけがこう、教育委員会はこうじゃなくて、そこは一緒になって今後させていただければと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） いや、駄目とかっていう話じゃなくて、建設的なこととして提案される側と、議会側の立場なんです。

これまでのことも考えた中で、しっかりそこは公の場で議論する1つの資料として提出することだと、私は思っています。それに駄目とかじゃなくて、やっぱりそこは執行部側、しっかり行政側として、議会に対する資料でなければ、私はいけないと思う。

そこが、じゃあ今日、今回、補正予算を議論するのであれば、暫時休憩でもして資料をしっかり示して、そこで議論をしながら、今日採決に入るのかっていうところなんです。

ここに対して駄目とかじゃなくて、これは執行部と議会の関係性なの。そこまで、議長どういふふうに進めていかれます。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですけれども、高澤議員の言われるとおりに、答弁調整を

していただきたいと思います。

午前11時12分休憩

午後0時27分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開いたします。

村長より申出がありますので、よろしくお願いいたします。

○村長（松谷 浩一君） 本日提出いたしました議案第6号令和5年度球磨村一般会計補正予算につきましては、議会に対する説明に不足がございましたので、球磨村議会会議規則第19条第1項の規定により議案の撤回について、議会の許可をお願いするものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 村長より、議案第6号令和5年度球磨村一般会計補正予算の撤回の説明がありました。

これについて議題にしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ただいま議題となっています議案第6号令和5年度球磨村一般会計補正予算の撤回を許可することにご異議ありませんか。撤回を。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしということですので、撤回を許可いたします。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事項について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回球磨村臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員